

平成23年度決算における健全化判断比率・資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（「健全化判断比率」といいます。）の4指標と資金不足比率（公営企業の会計ごとに算出）を公表します。

地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、比率のうち1つでも基準以上となった場合は、財政健全化計画や財政再生計画を策定し、財政の健全化を図ることになります。また、各公営企業については、資金不足比率が基準以上となった場合には、経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図ることになります

平成23年度決算の市の健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおりです。

各比率は、すべて基準を下回っておりますが、基準を下回れば財政運営上なんら問題がないということではありません。今後の見通しとしては、平成27年度以降は、合併による地方交付税の特例加算が段階的に減少していくため、これらの比率は悪化する可能性があります。このため、今後も健全な財政状況を維持できるよう適正な財政運営に努めます。

1. 健全化判断比率

(単位 %)

区分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.95	20.00
連結実質赤字比率	—	17.95	30.00
実質公債費比率	12.2	25.0	35.0
将来負担比率	53.6	350.0	

※実質赤字額、連結実質赤字額がないため、「—」と表記しています。

2. 資金不足比率

(単位 %)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道特別会計	—	
下水道事業特別会計	—	
宅地等開発事業特別会計	—	
水道事業会計	—	
市立赤磐市民病院事業会計	—	20.0

※資金不足額がないため、「—」と表記しています。

【用語の説明】

①実質赤字比率：一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。（※赤磐市では、一般会計と竜天オートキャンプ場・土地取得の特別会計を合算したものです。）

②連結実質赤字比率：全会計（財産区は除く）を対象とした実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものです。

③実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化（過去3か年の平均）し、資金繰りの危険度を示すものです。

④将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

地方公共団体の一般会計などの借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担額等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

⑤資金不足比率：公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

※標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す数値です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

- ・フロー指標: 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率

- ・ストック指標: 将来負担比率=公社・三セク等を含めた実質的負債による指標

→監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

○自主的な改善努力による財政健全化

- ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け

- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表

- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

○国等の関与による確実な再生

- ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け

- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる

【同意無】

- ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限

【同意有】

- ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可

- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

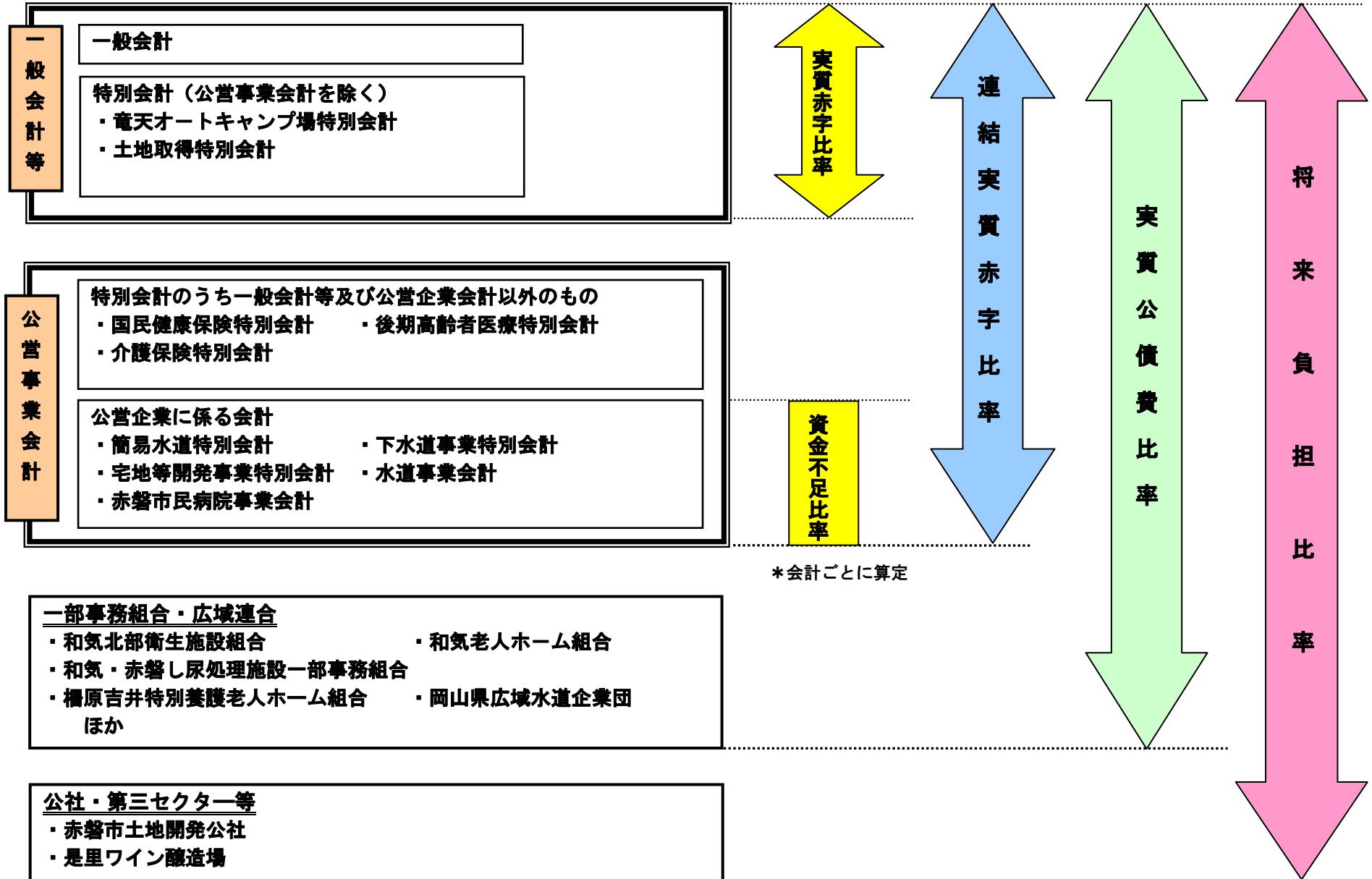
公営企業の経営の健全化

(健全財政)

(財政悪化)

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	都道府県: 3.75% 市区町村: 財政規模に応じ 11.25%~15%	都道府県: 5% 市区町村: 20%
連結実質赤字比率	都道府県: 8.75% 市区町村: 財政規模に応じ 16.25%~20%	都道府県: 15% 市区町村: 30%
実質公債費比率	都道府県・市区町村: 25%	都道府県・市区町村: 35%
将来負担比率	都道府県・政令市: 400% 市区町村: 350%	—
資金不足比率	(経営健全化基準) 20%	—

健全化判断比率等の対象について



健全化判断比率等の概要について

健全化判断比率は、次の4つの指標です。

一般会計等の実質赤字額

$$\textcircled{1} \text{ 実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等(一般会計と竜天オートキャンプ場・土地取得の特別会計)を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

* 標準財政規模：地方公共団体の一般財源の標準的な規模のことで、標準税収入額、普通交付税及び臨時財政対策債の合計額

連結赤字額

$$\textcircled{2} \text{ 連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

全会計(財産区は除く)を対象とした実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率です。

$$\textcircled{3} \text{ 実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、一部事務組合への負担金や公営企業会計に対する繰出金のうち元利償還金相当分なども要素に加えられています。

* 準元利償還金：一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金や一部事務組合等への負担金・補助金のうち地方債の償還に充てられた金額

* 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額：普通交付税算定において、公債費や事業費補正などとして、基準財政需要額に算入された額

将来負担額 — (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

④**将来負担比率** = $\frac{\text{標準財政規模} - (\text{元利債還金} \cdot \text{準元利債還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利債還金} \cdot \text{準元利債還金に係る基準財政需要額算入額})}$

地方債の残高をはじめ特別会計や第三セクターなどを含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

* 将来負担額：一般会計等の地方債現在高や債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計や一部事務組合等の地方債の元金償還金に充てる負担見込額、退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額などの合計額

* 充当可能基金額：将来負担額に充てることができる基金

* 特定財源見込額：一般会計等の地方債現在高に対して将来的に充当することが見込まれる特定財源

* 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額：地方債現在高に対して将来的に普通交付税算定時に基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

資金不足比率は、公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率で、会計ごとに次の算式により求められるものです。

資金の不足額

資金不足比率 = $\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$

* 事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額